

共同募金の「期間拡大」

天理大学人間学部教授
渡辺 一城 Kazukuni Watanabe

地域課題解決に向けた共同募金の「テーマ型募金」

大分県日出町の「日出町子育て応援団」は、産後の母親が抱える様々な不安や負担をサポートするために育児相談や家事援助などを行う「産後サポーター」の養成・派遣を行う団体で、この活動を応援するために大分県共同募金会及び同県日出町共同募金委員会が「産後のママを支える募金」を展開した。富山県黒部市の「あったか雪募金」は、積雪地域である富山県黒部市で除雪が困難な高齢者世帯等へのサポートを目的に実施された活動で、その募金は除雪機具の購入や除雪ボランティアの活動費に充てられた。奈良県天理市の「天理び〜すべ〜すプロジェクト」は、地域における居場所づくりをテーマとした募金活動であり、天理市内の福祉関係機関・団体、市議会議員、大学などを巻き込みながら実行委員会を組織化し、市内の障害者や里親家庭を巣立った若者などの居場所づくりを实践する活動団体への助成を行った。ちなみに「び〜すべ〜す」とは、peace(安心)とspace(空間)とを掛け合わせた造語で、天理大学社会福祉専攻の学生有志が名付けたものである。これらはみな、共同募金の「期間拡大」(通常毎年10月1日から12月31日までの3か月間で実施されるところを翌年の3月31日まで拡大)を活用し、中央共同募金会の「新たな募金手法の開発に向けた改革モデル事業」として2012～2013年にかけて展開された新たなプロジェクトである。共同募金の仕組みを活用し、孤立ししやすい産後の母親に対するサポート、積雪地域における高齢者世帯での除雪、地域における居場所づくりといった、それぞれの地域で設定した課題を解決するために実施された「テーマ型募金」である。

共同募金のプロセスとそのジレンマ

前回すでに紹介したように、各都道府県共同募金会が実施主体となって全国展開されている地域福祉の推進を目的とした募金運動であり、①各都道府県内において、民間社会福祉活動団体(社会福祉協議会、福祉施設及び団体、社会福祉活動を行うボランティア団体・NPOなど)から助成申請を受けて資金需要を把握、②これを取りまとめて助成計画を策定し、募金目標額を設定、③募金運動の実施(通常毎年10月1日から12月31日までの3か月間、特に12月は共同募金の一環として歳末たすけあい募金が行われる)、④募金のとりまとめ、⑤各都道府県内において民間社会福祉活動団体に助成、といった一連のプロセスをもった資金調達・供給システムである。社会福祉法に根拠をもち、都道府県を単位とする地域性をもった募金運動であるとともに、資金需要(=地域における福祉ニーズを反映)を把握の上、助成計画を策定して募金運動を行う計画募金であることが他の募金との相違点とされている。この助成計画の立案や助成決定は、都道府県共同募金会に設置されている配分委員会の審議を経て行われることになっている。

10月からの募金を通常「一般募金」、12月は「歳末たすけあい募金」と区別されているが、例えば奈良県共同募金会に寄せられた共同募金への寄付は一般募金と歳末募金を合わせて175,115,442円(2013年度)である。奈良県共同募金会での一般募金助成は広域(県域)助成と地域助成の二つに分けられる。広域助成は県域で活動する社会福祉団体(例えば里親会、いのちの電話協会、各種障害者関係団体など)、社会福祉施設(児童養護施設、障害者支援施設など)、また先駆的な活動を実施している特定非営利活動法人などの事業費や備品費などに助

成されている。地域助成は県内各市町村社会福祉協議会が行う様々な地域福祉活動事業費に充てられ、その事業内容は地域によって異なる。また、歳末たすけあいの一環であるNHK歳末たすけあい募金は、障害者の就労支援事業所、認可外保育所施設、児童養護施設及び母子生活支援施設などの備品費や活動費などに助成されている。

この一連の仕組みとプロセスには、いくつかのジレンマがある。一つは非常に様々な事業に助成されているため、テーマが必ずしも統一されているわけではなく、募金を訴える際のリアリティを含めた訴求力には欠けることである。最近、エコキャップ回収運動の寄付金使途の問題が指摘されているが、同運動の場合、ペットボトルのキャップをリサイクル業者に販売した代金をワクチン費用として寄付するという、「リサイクルすることがワクチン費用になる」という非常にわかりやすいテーマが寄付者の共感を生み、またキャップ回収といった誰もが参加しうる作業を伴うことでそれが高齢者や子どもたちの活動にもなっており、運動の拡大につながっていた。共同募金の場合助成申請をもとに募金を展開するという上記のような仕組みを有するために、非常に多くかつ多様な事業に対して助成されている。奈良県での助成例を挙げたが、全国の助成対象事業件数を合計すると約6万件以上にも及ぶ。したがって明確なテーマを打ち出すことは難しい。都道府県共同募金会の連合体として共同募金の全国的な企画・広報などの役割を担う中央共同募金会が、これまで全国共通助成テーマを設定してきたが、どうしても総花的あるいは抽象的にならざるを得ず、寄付者の共感が得られているとは言い難い。地域福祉の推進が目的といっても地域福祉そのものの意味が一般には理解しづらいことも関連している。二つ目には、助成に寄付者の意思を十分に反映できていないことである。共同募金は基本的に寄付者が「〇〇のために」と助成先や活動領域を指定して寄付するという仕組みではない。また、寄付者や地域住民自身が助成先決定に関与することは少ない。助成については、地域の代表や有識者らによって構成される配分委員会の審議を経て決定される。助成決定のプロセスに多くの住民が関与できる仕組みでないことは、寄付者の満足度にも影響するだろう。

共同募金の「期間拡大」

こうしたジレンマを少しでも解消しようとして取り組まれているのが、前述のテーマ型募金である。近年の募金額低下を背景に、募金運動自体の強化などを目的に、共同募金運動期間を翌年3月末日まで拡大する取り組みが全国的に行われており、このテーマ型募金は拡大された1月1日から3月31日までの期間を活用して行われている。多くの場合、都道府県内のある地域をモデル地域として展開されており、その例の一部が冒頭紹介した取り組みである。2013年度では、25の都道府県において期間が拡大されている。ただやみくもに期間が延長されているわけではない。この拡大された期間を活用してテーマ型募金を展開することは、共同募金が、単に寄付を募って配るような「現金出納機」ではなく、寄付者にその使途が見えやすくかつ共感が得やすくなるような、また募金のみならず多くの寄付者や関係者を巻き込んで組織化し、地域課題の解決や資源開発などに機能する「地域課題解決型募金」へと変革するための大きな社会的実験でもある。